

令和4年4月28日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者2者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

①株式会社ジイケイ設計

期間: 令和4年4月28日から令和4年6月27日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

②株式会社ナカテック

期間: 令和4年4月28日から令和4年6月27日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

総務部契約課建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

総務部経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和4年4月28日
近畿地方整備局

株式会社ジイケイ設計に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社ジイケイ設計の社員は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

その後、当該社員は、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売入札妨害の疑いで再逮捕された。

また、同社の元取締役についても、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日、当該社員とともに公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

2. 指名停止措置理由

株式会社ジイケイ設計の元取締役が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ジイケイ設計
東京都豊島区高田3-37-10
代表取締役 須田 武憲

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年4月28日から令和4年6月27日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員

令和4年4月28日
近畿地方整備局

株式会社ナカテックに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

滋賀県日野町が令和2年9月18日に行った「第61-工農集1号 農業集落排水事業 東桜谷地区機能強化対策工事(その1)」の指名競争入札において、同町上下水道課の職員が株式会社ナカテックの営業工事部課長に秘密事項である予定価格や最低制限価格を教えたとして、令和4年3月7日、同町の同職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、また、株式会社ナカテックの同課長も公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社ナカテックの使用人が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ナカテック

滋賀県大津市におの浜3-4-40

代表取締役 中村 正紀

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年4月28日から令和4年6月27日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員